

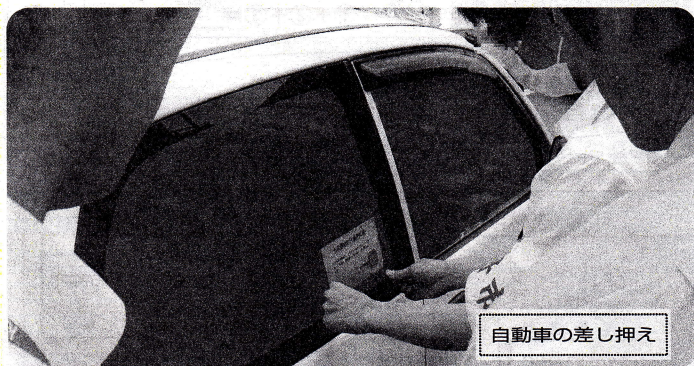
# 税の公平性を確保するため滞納防止に取り組んでいます！

## 滞納処分を強化します！

これまで、再三の納税催告に応じない方や納税意思が見受けられない方に対して、法の定めにより不動産、預金、給与などの差し押えを実施してきましたが今年度新たに、捜索や自動車の差し押えを実施しました。

この捜索は法律に基づく捜索で悪質な滞納者の自宅をくまなく捜索し、換価価値がある財産を差し押えし、インターネットなどで公売し売却額を滞納国民健康保険税へ充当します。

自動車等を差し押えた場合は、保管命令を行った上で使用を制限します。タイヤロックを装着した自動車などを隠ぺい、損壊などした場合地方税法第729条（滞納処分の罪）ほか、刑法第96条（封印破壊の罪）、刑法第252条第2項（横領）などの法律により処罰されることがあります。



自動車の差し押え

## さまざまな財産を差し押えします

市では、滞納者に対しタイヤロックのほか不動産差押や預金差押、給与差押、生命保険差押などの換価価値がある財産の差し押えを今後さらに強化していきます。

## 納税啓発ビデオを見ることができます

市の国保年金課のホームページから複雑な国民健康保険をわかりやすく説明している納税啓発ビデオを見ることができます。

内容は①しくみ編②保険税編③納付編④給付編⑤特定健診編です。

アドレスはこちら

[http://www.city.itami.lg.jp/home/KENKOFUKUSHI/KOKUHO/\\_14941.html](http://www.city.itami.lg.jp/home/KENKOFUKUSHI/KOKUHO/_14941.html)

## 滞納処分の流れ

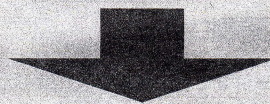
### 納期限

納税は憲法にも明記された国民の義務の一つです。国民健康保険税は納税通知書の「納期限」までに納付しなければいけません。



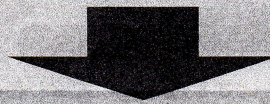
### 督促状

納期限までに納付されなかった場合は、納期限後に20日以内に「督促状」により催告を行います。



### 催告

督促状を送付したにもかかわらず未納となっている場合は催告書を送付します。また、滞納税額によっては、延滞金が加算されます。



### 財産調査・捜索

勤務先、金融機関、取引先、自宅などを調べます。徴税吏員は、国税徴収法第141条に基づき滞納者の財産を調べる権利が認められています。また、国税徴収法第142条に基づき自宅などを捜索する権利が認められています。



### 差し押え

滞納者の財産（銀行預金、給与債権、不動産、自動車など）を差し押えを行います。



### 公売・換価

差し押えた財産はインターネット公売し、金銭債権は取り立てにより差押財産の換価を行います。

## もし納期限内に納めることができない場合

上記のようにならないためにも、国民健康保険税を滞納されている方は、早急に滞納税を一括で納めていただくか、納税相談をして完納に至るための納付方法について十分な相談をしてください。

また、納付が困難な事情などがある場合もお早めにご連絡いただき、納税の計画をご相談ください。

